

公益社団法人 神奈川県薬剤師会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県薬剤師会(以下「本会」という。)定款第8条第4項に基づき、正会員及び賛助会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費及び入会金の種別)

第2条 本会会員の会費は、正会員会費及び賛助会員会費とし、各会費の額は年度を単位として別表1のとおりとする。

2 入会金は、入会初年度のみとし、金額は別表1のとおりとする。

3 保険薬局の第1種会員及び賛助A会員は、前年度の月平均の処方せん取扱枚数に応じて、公益法人運営特別会費を別表2により納付するものとする。

(会費等の額)

第3条 種別毎の会費等の額は、総会の決議を経て定める。

(納期及び徴収)

第4条 前条の会費等は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費等は、その年度の全額とし、10月1日以後入会した会員の会費等は、その年度の年額の2分の1とする。

2 既納入した会費等は、返還しない。

(督促及び催告)

第6条 会費等が会長の指定する納付期日を越えても納付されない場合は、新たに納付期限を付して督促する。

2 第4条による納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができることとし、その額は理事会の決議により決定する。

3 第1項による督促をもってしても納付期限までに納付されない場合は、改めて納付期日を付して催告する。

4 前項のほか、当該会員への連絡が途絶した場合等により会費の請求が困難な場合にあっては、理事会の決議により催告をしたものとみなすことができる。

(会員資格の喪失)

第7条 前条第3項及び第4項の規定に基づく催告にも係わらず、会費等の納入を行わない場合は、催告を受けた後1年を経過して最初に到達する3月末日をもって定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(会費等の使途)

第8条 第3条の会費等は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
〔登記の日：平成25年4月1日〕
- 3 平成28年3月6日一部改正、平成28年4月1日より施行する。
- 4 平成31年(2019年)3月3日一部改正、平成31年(2019年)4月1日より施行する。

別表1

入会金種別	金額
正会員第1種会員の経営者及び賛助A会員	60,000円

会費種別	金額
正会員第1種会費	36,000円
正会員第2種会費	14,400円
正会員第3種会費	7,200円
賛助A会費	33,600円
賛助B会費	7,200円
賛助C会費	120,000円

別表2

公益法人運営特別会費

処方せん取扱枚数 (枚/月)		金額 (円/年)	処方せん取扱枚数 (枚) / 月		金額 (円/年)
A	300迄	9,600	D	2,001~4,000	63,600
B	301~1,000	16,800	E	4,001以上	80,400
C	1,001~2,000	42,000			